

令和4年度山形市・上山市・天童市・山辺町・中山町福祉有償
 運送運営協議会 構成員及び招致員 団体一覧(予定)

| | 道路運送法施行規則第五十一条の八により規定する者 | 構成員の選出を依頼する団体 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 地方運輸局長 | 国土交通省東北運輸局山形運輸支局 |
| 2 | 住民代表 | 山形地区の民生委員・児童委員 ※輪番により上山市にて選出を依頼します |
| 3 | 利用者団体(旅客) | NPO法人山形県腎友会 |
| 4 | その他の運営協議会の運営上必要と認められる者 | 山形市、上山市及び天童市の社会福祉協議会 ※輪番により上山市にて選出を依頼します |
| 5 | 一般旅客自動車運送事業者で組織する団体 | 山形県ハイヤー協会 |
| 6 | | 山形県ハイヤータクシー協会 |
| 7 | | 山形地区ハイヤー協議会 |
| 8 | 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体 | 全国自動車交通労働組合連合会山形地方本部 |
| 9 | | 全国交通運輸労働組合総連合山形県支部 |
| 10 | 現に福祉有償運送を行っている NPO法人等 | 山形地区福祉有償運送実施団体連絡協議会 |
| 11 | 運営協議会を主宰する市町の長 | 山形市長寿支援課 |
| 12 | | 上山市健康推進課 |
| 13 | | 天童市社会福祉課 |
| 14 | | 山辺町保健福祉課 ※輪番により山辺町に副会長を依頼します |
| 15 | | 中山町健康福祉課 |
| 16 | 招致員(オブザーバー) | 村山総合支庁地域健康福祉課 |

※輪番について詳細は裏面をご参照ください。

山形市・上山市・天童市・山辺町・中山町福祉有償運送運営協議会 構成員等の輪番について

【構成員】(運営協議会設置要綱第5条関係)

1 民生委員・児童委員について

道路運送法施行規則第五十一条の八により規定する「住民代表」の選出にあたり依頼する団体は、民生委員児童委員協議会等とし、3市2町の輪番により選出依頼を行う。

| | |
|------|-----|
| 令和4年 | 上山市 |
| 令和5年 | 天童市 |
| 令和6年 | 山辺町 |
| 令和7年 | 中山町 |
| 令和8年 | 山形市 |

2 社会福祉協議会について

道路運送法施行規則第五十一条の八により規定する「その他の運営上必要と認められる者」の選出にあたり依頼する団体は、山形市、上山市、天童市の社会福祉協議会とし、3市の輪番により選出依頼を行う。

| | |
|------|-----|
| 令和4年 | 上山市 |
| 令和5年 | 天童市 |
| 令和6年 | 山形市 |

【副会長】(運営協議会設置要綱第6条関係)

運営協議会設置要綱第6条の2により、「各市町から選出された構成員のうち会長の指名した者をもって充てる」こととしており、事務局の山形市から選出された構成員が会長となるため、山形市を除く2市2町の構成員から輪番により選出する。

| | |
|------|-----|
| 令和4年 | 山辺町 |
| 令和5年 | 中山町 |
| 令和6年 | 上山市 |
| 令和7年 | 天童市 |